

法人だより

No. 194



駒寄スマートIC周辺の開発（表紙説明はP.22）

目次

税務カレンダー	1
令和7年度事業計画	2
令和7年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
税に関する高校生の作文	5
中学生の税についての作文	6
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	7
最近の話題から	11

部会だより	14
地区会だより・会員企業紹介	15
税理士会コーナー	17
群馬県からのお知らせ	18
税務署コーナー	19
新会員・部会員紹介	21
表紙説明	22

高崎税務署管内 税務協力団体

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会

一般社団法人 高崎法人会

榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

4月

●4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●4月15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出

●4月30日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●4月中において市町村の条例で定める日

- 軽自動車税（種別割）の納付
賦課期日…4月1日
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付

●4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

- 固定資産課税台帳の縦覧期間

●市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

5月

●5月12日

- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●5月15日

- 特別農業所得者の承認申請

●6月2日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
- 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

- 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

●5月中において都道府県の条例で定める日

- 自動車税（種別割）の納付
賦課期日…4月1日
- 鉦区税の納付
賦課期日…4月1日

6月

●6月10日

- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

●6月16日

- 所得税の予定納税額の通知

●6月30日

- 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 国外財産調書・財産債務調書の提出
（令和5年分以降は6月30日）

●6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

7月

●7月10日

- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

●7月15日

- 所得税の予定納税額の減額申請

●7月31日

- 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●7月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

8月

●8月12日

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●9月1日

- 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

●8月中において都道府県の条例で定める日

- 個人事業税の納付（第1期分）

●8月中において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

令和7年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：令和7年5月26日(月)
午後4時～
場所：ホテルグランビュー高崎
(高崎市柳川町70)

議 案：①令和6年度収支決算承認の件
②任期満了に伴う役員改選の件
報告事項：・令和6年度事業報告
・令和7年度事業計画及び収支予算

令和7年度事業計画 《抜粋》

自令和7年4月1日
至令和8年3月31日

基本的指針

よき経営者を目指すもの
の団体として企業の積極的
な自己啓発を支援し納税意
識の向上と企業経営及び社
会の健全な発展に貢献する。

方針

基本方針を基に、会員企
業の声を反映し、より一層
の「公益性の拡大」・「統一
性の確立」・「透明性の確保」
を目指し、企業と地域社会
のため事業活動を行う。

事業計画

公益事業

(1) 税務支援事業

- ① 税務研修・普及事業
 - (イ) 改正税法普及説明会
 - (ロ) 決算税務説明会
 - (ハ) 新設法人税務説明会
- (ニ) 最新の税務情報の提供
- ② 税制提言事業
 - (イ) 全国大会への参加
 - (ロ) 令和8年度税制改正に
関する提言
 - (ハ) 地元選出の国会議員や
地方自治体等に対する

要望活動

③ 租税教育事業

- (イ) 小学生を対象とした租
税教室の開催は、高崎
税務署及び関東信越税
理士会高崎支部との連
携をさらに深めたもの
とする。
- (ロ) 小学生を対象とした税
に関する絵はがきコン
クールの実施にあたつ
ては、高崎税務署及び
関東信越税理士会高崎
支部の協力のもと実施
する。

④ 税の広報・啓蒙事業

- (イ) 申告時の添付書類を含
めたe-Tax(ALEX
e-Tax)、キャッ
シュレス納付の利用拡
大促進及びe-TAX
での申告普及、定着に
向けた周知広報活動の
実施
- (ロ) 広報紙「法人だより」の
発行と配布
- (ハ) 税を考える週間(11月
11日～17日)街頭広報

活動の実施

(ニ) 税に関する「ふれあい 写真コンテスト」の開催

(2) 経営支援事業

- ① 経営支援研修会の開催
- ② インターネットセミナー
の実施
- ③ ホームページでの経営支
援情報の提供

(3) 地域社会貢献事業

- ① 社会福祉協議会へのタオ
ル等寄贈
- ② 税を考える週間協賛事業
として公開講演会の開催
- ③ 地域社会への貢献活動
- ④ 地域イベントでの租税の
啓蒙活動、または協賛
贈
- ⑤ 地域の清掃活動
- ⑥ 小学校への教育資料の寄
贈

共益事業

(1) 会員支援事業

- ① 研修会・交流会等の開催
- (イ) 異業種交流会の実施
- (ロ) 会員相互の交流を目的
とする研修会
- (ハ) 高崎法人会・税理士会
親善ゴルフ大会の開催
- (ニ) ボウリング大会の開催

(ホ) 視察研修会等の開催

(ハ) 上期・下期研修会の開 催

(ロ) 厚生委員会主催研修会 の開催

- ② 優良経理担当者表彰
- ③ ネットバンキング会員割
引サービス・法人会融資
制度の実施
- ④ 厚生制度推進
- (イ) 法人会福利厚生制度の
普及と推進
- (ロ) 中小企業向け貸倒保証
制度の推進

(2) 会員増強事業

- ① 会員数4,500社以上
を目標に、会をあげて会員
募集を推進する。
- そのため、地区会毎に年
間目標数を定め、地域の実
情に即した募集活動の継続
や会員増強月間(9月～12
月)の4カ月間の重点期間
を設ける他、本会オリジナル
パンフレットやマイナ
ンバー制度導入に伴う新規設
立法人の情報を積極的に活
用して会員増強に取り組むこ
ととする。

令和7年度
速報版

税制改正の

あらまし〈抜粋〉

法人会



法人会キャラクター けんた

この記事は、令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

【1】法人税関係

（1）中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業者等の法人税率について、見直しを行った上で、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%の適用期限が2年間延長されます。

（2）中小企業投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等取得等した場合、取得価額の30%の特例償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

改正案では、関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の項目に全て該当する場合、その株式又は出資は除外されます。

（イ）その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合（ロ）一定の承認会社がそ

の農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合など

（3）中小企業経営強化税制の見直しと延長

成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、経営力向上計画に基づいて行う設備投資について即時償却又は7%の税額控除を適用できる中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に収益力強化設備（B類型）に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか各類型の要件の見直し等を行った上で、適用期限が2年間延長されます。

（4）中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備を取得等した場合に16%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制について、その対象設備からサーモグラフィ装置を除外した上で、適用期限が2年間延長

長されます。

（5）企業版ふるさと納税の延長

国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、損金算入措置に上乗せして、寄附額の最大6割を税額控除できる地方創生応援税制について、認定地方公共団体が寄附活用事業の確実書面を内閣総理大臣に提出すること、寄附活用事業の契約等によって寄附金を支出した法人の名称を内閣総理大臣に報告することや公表する場合があること等の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されます。

（6）防衛特別法人税の創設

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため防衛特別法人税が創設されます。

【2】所得税関係

（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

① 所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対処するために、所得税の基礎控除額が現行の最高48万円から最高58万円に引上げられます。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の者の場合、収入が増えても控除額は増加しない構造のため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引上げられます。また、この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。

なお、個人住民税についても、給与所得控除の55万円の最低保障額が65万円に引上げられます。

③ 特定親族特別控除の創設・特定扶養控除の見直し等

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整については、税制が一因となつていとの指摘があることから、新たに大学生年代の子等に係る特定親族特別控除が創設されます。19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額等が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除が適用でき、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合は親等が受けられる所得控除が段階的に通減します。

また、扶養親族の合計所得金額に係る要件について、基礎控除の引上げを踏まえ、現行の48万円以下から58万円以下に引上げられます。

なお、個人住民税についても、所得税同様、大学生年代の子等に関する特別控除が創設され、扶養親族の合計所得金額に係る要件について48万円以下から58万円以下に引上げられます。

④ その他の所要の措置

（イ）配偶者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額の要件が58万円以下に引上げられます。

（ロ）ひとり親控除の対象となるひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下に引上げられます。

（ハ）勤労学生控除の対象となる勤労学生の子等の合計所得金額の要件が85万円以下に引上げられます。

（2）子育て支援に関する政策税制

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年度税制改正で、令和6年限りとして措置された子育て世帯等における住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置が、令和7年も引き続き1年間限りの措置として講じられます。

また、合計所得金額が1000万円以下の者に限り適用できる新築住宅等の床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できるように

見直されます。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、令和7年も引き続き1年間限りの措置として講じられます。

子育て世帯等が居住用家屋に一定の子育て対応改修工事を行い、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合が適用対象になります。

なお、その年分の合計所得金額が2000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分の所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠について23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現

行の12万円から変更はありません。

また、一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は、控除の適用対象から除外しないこととされます。

（3）DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等についての見直しが行われます。

【3】資産税関係

（1）法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置です。

改正案では、法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において役員等であることに見直されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）の事業承継要件についても、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたことに見直されます。

【4】その他

（1）先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が取得する、生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置についての見直しが行われた上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正案では、雇用者給与等支給額の引上げの方針を同計画に位置づけ、これを従業員に表明した場合、同計画に基づき取得する対象資産の課税標準について見直されます。

群馬県租税教育推進協議会会長賞

「税金と生活」

高崎市立高崎経済大学附属高等学校

飛坂菜緒さん

先日、家にあるハガキが届いた。このハガキが私が税金がある理由をしつかりと理解するきっかけになった。

家に届いたハガキ。それは、子宮頸がん予防ワクチンの案内だった。二〇二四年度に十二歳から十六歳になる人は公費負担、つまり、自己負担なしで受けることができる」と書いてあった。早速、母と相談してワクチンの一回目を受けに行った。そして、公費負担だったためお金を払わずに病院を出た。

味本位でもし自己負担でワクチンを受けるとしたらいくらのお金がかかるのか調べてみた。私が受けたシルガード9というワクチンは一回で三万三千円、三回受けると約十万円かかることが分かった。この数字を見て私はとても驚いた。病気にならないようにするワクチンがこれ程高額なことに。そして同時に、お金を払う必要がなかったことにとても感謝した。

お金が来ているということだ。また、公費は税金のことだ。つまり、このワクチンは税金で賄われているということだ。

この世の中、税金を大きな出費とししか捉えず、「税金なんて無くなればいいのに」と思う人も多いだろう。私も最初はそうだった。幼い頃から消費税を払ったり、給料から税金を引かれて悲鳴をあげる人を見たりしてきたからだ。しかし、今回のことをきっかけに税金がある理由を実感してしっかりと理解し、私は税金の正しい知識をもっとつけようと思った。

なったり、教育を受けられなくなったりする。そのような国にならないように私はこれからもたくさんの税金をためらうことなく納めていきたい。そして、その税金が私たちの生活に役立てられることを心から願う。



上位入賞者一覧

(敬称略・順不同)

税に関する高校生の作文

【群馬県租税教育推進協議会会長賞】

「税金と生活」

高崎市立高崎経済大学附属高等学校

飛坂菜緒

「渋川市の地域活性化と税金の役割」

群馬県立渋川女子高等学校

加々美愛茉

【高崎税務署長賞】

「税金は「縁の下」の力持ち」

群馬県立渋川女子高等学校

天田ヒカル

「母子家庭の税金について」

群馬県立安中総合学園高等学校

生形結愛

「税金を見つめる視線」

群馬県立高崎女子高等学校

鹿児島来海

「税」

高崎商科大学附属高等学校

本多葉恋

【高崎税務署管内租税教育推進協議会会長賞】

「税について」

群馬県立榛名高等学校

新井優愛

「未来のために」

群馬県立高崎高等学校

千葉悠斗

中学生の税についての作文

【国税庁長官賞】

【群馬県知事賞】

「防災と税金」

新島学園中学校

倉田遥和

【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 金賞】

「税金で支える宇宙への挑戦」

新島学園中学校

内藤陽央

【国税庁長官賞】
【群馬県知事賞】

防災と税金

新島学園中学校

倉田 遥 和 さん

祖父母の家には、がれきの前で手をつなぐ、私と姉の写真が飾ってある。東日本大震災の約一カ月後に撮られたものだ。当時私達は、神奈川県に住んでいたが、

あたり前の事になってしまっていた。

今年度の修学旅行で私達は岩手県を訪れ、震災学習列車に乗った。三陸鉄道リアス線の田野畑駅という所から乗車し、各車両でガイド

の強化や避難を容易にする地域づくり。数えきれないほどあるこれらの事は、全て税金のお陰で成り立っている。

祖父父母の家は宮城県の七ヶ浜町という所にあり、約七メートルの津波が押し寄せ、集落ごと飲み込んでしまった。祖父父母の家があったあたりは、今は広い駐車場になっていて、自転車の練習やバドミントンを

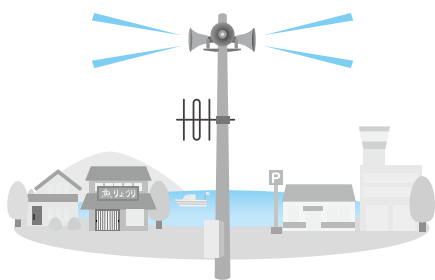
改めて防災について調べてみると、家族で避難場所を確認したり、水や食料を備蓄するなど私達に出来ることの他にも、国や県・市町村では、被害を最小限に

よく遊んだ。そしてそのすぐ前には、高い防潮堤がある。地震と津波が来て、そこから復興したという事が、いつの間にか私の中で

食い止めるために、様々な対策をし、多くの税金が使われていることが分かった。防災無線の整備やハザードマップの作成、建物の耐震改修工事の一部助成などの身近なものから、道路脇にある法面の崩落を防止するための道路防災工事や津波の観測・監視体制の強化や避難を容易にする地域づくり。数えきれないほどあるこれらの事は、全て税金のお陰で成り立っている。

中だけ新しいコンクリートで補修された古い防波堤も印象的だった。広範囲に及んだ被害と、その側にある家々を見た時、全ての家に暮らしがあり、津波でどんな思いをしたのだろうと想像すると、胸が苦しくなった。災害発生時の、救助活動や捜索活動をはじめ、人々の暮らしを立て直すための支援金もあり、これらも全て税金で賄われていることを知った。

私たちが、税金から、安心や安全をもらい生きていることをよく理解し、将来は納税の義務を果たして誰かの役に立ちたいと思う。



【群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 銅賞】

【税金と国】

安中市立松井田中学校 飯野 倅 来

「当たり前ではなかったこと」

高崎市立古巻中学校 千明 優 月

【高崎税務署長賞】

「僕らの未来のために」

高崎市立大類中学校 塚田 裕 太

「税で人を笑顔に」

榛東村立榛東中学校 細野 璃 凜

【群馬県高崎行政県税事務所長賞】

「未来」への投資か「現在」の安心か

「アメリカと日本の税金を比べて」

新島学園中学校 上田 穂 夏

【高崎税務署管内租税教育推進協議会会長賞】

「税金は「行動」しないと変わらない」

安中市立第二中学校 伊丹 弥 々

「時代を超えて」

高崎市立古巻中学校 高津 青 莉

【高崎市教育委員会教育長賞】

「世界の税制と日本の税制」

高崎市立豊岡中学校 丹羽 彩花里

【安中市教育委員会教育長賞】

「誰か」のために」

新島学園中学校 岡田 絵音望

【渋川市教育委員会教育長賞】

「税があることで」

渋川市立金島中学校 飯塚 楓 菜

【榛東村教育委員会教育長賞】

「税がもたらす私達の生活」

榛東村立榛東中学校 安藤 実 咲

高崎税務署管内
税務協力団体
連絡協議会

ふれあい写真コンテスト

（一社）高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数134点（一部54点、二部80点）の中から各部14点、合計28点の作品が入賞しました。そのうち上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かしているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は3月9日（日）にピエント高崎6階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中（2月17日～3月17日）確定申告相談会場のピエント高崎にて展示。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。

※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



特選

（高崎小売酒販組合理事長賞）
『一心不乱』
小坂 明（前橋市）



特選

（高崎間税会長賞）
『人工呼吸訓練』
御供 良一（藤岡市）

第一部 テーマ ■「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」に関すること



準特選

『昭和庁舎ブルーライトアップ』
林 育 男 (みなかみ町)



特選

(青色申告会連合会長賞)
『水力発電所100年ぶり鉄管交換』
角 田 侃 男 (昭和村)



準特選

『防災訓練』
田 村 陽 一 (桐生市)



準特選

『新旧交代』
須 藤 伸 (高崎市)

第二部 テーマ ■「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関することをテーマに作品をご応募いただきました。



特選

(納税貯蓄組合連合会長賞)
『ようこそ伊香保へ』
天 田 隆 義 (高崎市)



特選

(群馬県酒造組合高崎支部長賞)
『ほら見てごらん』
井 上 俊 彦 (高崎市)



特選

(高崎法人会長賞)
『秋の日の語らい』
原 田 かずこ (高崎市)



準特選

『役目を終えて』
高橋 由雄 (前橋市)



準特選

『生きる喜び』
高橋 洋二 (高崎市)



準特選

『百人みこし』
千葉 直江 (邑楽町)

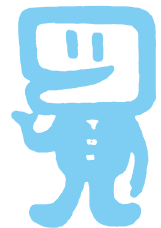
主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、
群馬県高崎行政県税事務所、群馬県渋川行政県税事務所、上毛新聞社
協賛：株式会社プロフォトセンター

「ふれあい」または
「社会貢献」に関すること

第二部



さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

Dai-DO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260



16 ホーダー賞
2004年発表

人材採用がうまくいく！ 独自の採用ターゲットを 設定するポイントとは？

株式会社ジェイック 執行役員 古庄 拓

中小企業で「人材採用がうまくいかない」とお悩みの場合、採用ターゲットの変更が状況を変える突破口になるかもしれません。

人材を採用する際の基準として「どれぐらいの大学レベル」「素直で元気で明るい」「マジメで粘り強い」「〇〇経験があれば尚可」等をイメージする経営者の方は多いかも知れません。しかし、こうした「どの会社でも評価されそうな人物像」を基準にしてしまうと、競合が多くなり苦戦してしまいがちです。採用活動を成功させるポイントは、自社の事業の特徴を踏まえて、自社で定着する「独自の採用ターゲット」を見いだすことにあるのです。

ある人材ビジネスの会社では、営業職として「オンラインゲームの経験者」を

ターゲットにする取り組みを実施しています。採用活動を始めた当初は、同業や無形商材の営業経験者を探していましたが、会社規模が小さいこともあって苦戦していました。そこで、採用ターゲットの変更に至り、試行錯誤の上たどり着いたのがオンラインゲームの経験者だったのです。人材ビジネスの営業職という人当たりの良いタイプをイメージするかもしれませんが、この会社はITエンジニアのマッチングを行っており、対面・WEBでの商談や打ち合わせはほとんどありません。営業活動の大半はメールとSNS・ビジネスチャット等で実施されていることから、一般的な対人コミュニケーション力や営業力よりも、「ゲームをプレイする感覚

で知識習得しながらプロセスを積み重ねる」ことが成果につながるかと分析したのです。最近のオンラインゲームはテキストや音声で知らない相手とコミュニケーションしたり、時にはオフ会をしたりすることもあります。そうした点が自社の業務特性に合っていると考えて採用ターゲットを変更し、結果としてSNSで若手営業職の採用に成功、さらにはゲーム仲間つながりで費用をかけずにリファラル採用（紹介による採用）ができるようになりました。

と「一人でも黙々と仕事ができる真面目さ」を基準として未経験者の採用に切り替えたところ、若手の採用に成功しています。やみくもに採用基準を定めるのではなく、「自社で定着するための要素は何か？」を考え抜くことが大切です。自社独自の基準を見つけ、他社と競合する一般的な基準をなくすることで、一気に採用成功に近づきます。うまくいっていない経営者の方は、ぜひ今の採用基準が「何となく設定したもの」になっていないか振り返り、採用ターゲットの変更を考えてみてください。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る！



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

無駄か非効率か、 見える化で判断

ジャーナリスト 海部隆太郎

新聞は一面の右上、トップ記事から左下へと読み進め、左上の箱物（企画記事）に目を通して、次の紙面をめくるのが毎朝の恒例行事。政治面、経済面を経て社会面にたどり着くまでに、ほとんど目を通さずにめくるのが株式欄だ。老眼鏡をかけていても判読不明な小さな数字が続く。この紙面は必要なのか。無駄ではないかと思いつつ続けている。株式に興味がないからではなくネットで見る方が早くて便利だから。同様にラテ面（ラジオ・TV番組表）の存在も疑問でしかない。自分勝手な見方であるが。

要であるのは分かるが、早く法案を成立させたい側と存在感を出すためにねばる側がいる限り、非効率な運営は終わらない。政治に効率性を求めれば独裁が手取り早い。逆らう者は排除するので極めて効率的といえるが、それは善のための効率化ではないので、当面は現状の政治を我慢して傍観するしかない。

ついでは言わせてもらえば、デジタル時代に国会の速記者は必要なのか。これを無駄だと誰も言わない。議事録などは法律にのっとって行われる行為だと思われ、一部で改革が行われているのかもしれないが見えない。余談だが、新聞記者は速記でメモをとると思われていた時期がある。自分も何回か聞かれたことがある。そんなことはない、他人には判読不能なメモ帳を見せると、そのひどすぎる教養のない文字にあきられるのが通常だった。

若者、バカ者、よそ者は無駄が見える

とはいえ、効率化を求め生産性の向上を追求してきた結果として「職場うつ」がまん延する要因になったと私は見ている。そこに過重労働やハラスメントという人間の心に潜む傲慢（ごうまん）さが、複合してしまった。無駄や非効率さが余裕をもたらすという意見がある。単純には賛同できないが否定もできない。むしろ気づかないこと、慣例だから手を付けられないという面が無駄と非効率が存在するのならば見直すべきだろう。抽象的な表現しかできないが、昔からの社風だから気がつかなかったという会社内にある柵（しがらみ）や忖度（そんたく）はつぶすべき。それをたやすく可能にしてくれるのが、よく言われる「若者、バカ者、よそ者」だと思う。



「生きる」を創る。
Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉
アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

部下指導

「傾聴と共感」を

お勧めします

産業カウンセラー 柏木 勇一

アドバイスには「毒」がある
ことに注意

食品製造会社の営業マネジャーとして後進の育成に当たっている40代後半のAさんから「いやー参りました。良かれと思って注意しているんですが、うまくいきません」という相談を受けました。「このままでは入社3年目の若手との溝が広がっていくようで不安です」とも語りました。実際、Aさんはどうしていたのか。

顧客である卸売り先を増やすために、ターゲットとする会社のリストを渡して訪問営業を指示しました。しかし、3か月たっても契約は3件。会社が作成した説明書を渡すだけで、訪問先の担当者との会話はほとんどないことが分かったのです。「ダメじゃないか。そんなやり方なら素人でも

できる。ちゃんと言葉で話さないと信頼してくれない。やり直しだ」といくつかアドバイスしました。若手社員はAさんの話をうつむきながら聞くだけで、翌日は出勤しませんでした。

Aさんには、若手育成のためのコミュニケーションに問題があることを指摘しました。アドバイスには「今のやり方ではダメ」というメッセージが背後にあり、相手を責める「毒」のような働きをしてしまう恐れがあることを伝えました。Aさんには、自分が入社した時代の上司からの叱咤激励が念頭にあったことが分かり、社会風土が変わった現代にはあまり通用しないことも指摘しました。

SNS時代、共感と傾聴が望まれています

Aさんは良かれと思ってアドバイスをしたのですが、部下との人間関係が築けない状態になりました。いま上司に求められるのは、「傾聴と共感」の姿勢です。なぜ成績を上げられなかったのか。自分の意見は控え、まず社員の話を聞き、うんうん、そうか、なるほど、と対応することが求められている時代です。私はあなたの話を聞いていますよ、というメッセージを出している対応です。うなずきやあいづちを入れて構いません。むしろぜひ心がけてください。「上司は私の話を聞いてくれた。よかった」と部下も受けとめるでしょう。お互いが分かり合える関係になった段階で、アドバイスが効果的になります。

傾聴と受容と共感とは、カウンセリングの基本です。アメリカの心理学者カール・ロジャーズが提唱したロジャーズの3原則があります。それは①共感的傾聴、②無条件の肯定的関心、③自己一致です。①は相手の気持ちをくみとって聞くこ

とに集中する姿勢です。②は相手の話を善悪の評価、否定もしないで聞き、なぜそう考えるようになったのか、その背景に肯定的関心を持って対応することです。③自己一致とは、話分かりにくい時は分かりにくいと伝え、真意を確認することを行います。分からないことをそのままにしておくと、心の触れ合いは生まれません。相手に対しても自分に対しても真摯（しんし）な態度で聞いてください。職場の上司はカウンセラーではありませんが、この精神を理解し、部下指導に当たることを心がけていただきたいと思います。職場では①だけでも十分でしょう。

SNS時代を背景に、今回は人間関係の処方箋として、カウンセリングマインドと呼ばれるコミュニケーション技法を説明しました。職場の同僚と話し合っ

て会社になさわしい対応を考えていくよう、Aさんにも伝えました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる 総合会計事務所

税理士法人箱田総合会計

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地

TEL 027-360-5550

URL <https://www.hakoda-group.com/>

優良法人特別部会

「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表敬する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として表敬を受けた法人で組織する会です。（現在77社所属）

優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表敬をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。

また、優良法人特別部会へご加入いただければ幸いです。

（電話027-1363-4526）

女性部会

研修会

1月23日、ホテルグランビュール高崎にて「歩く力と脳の健康2025の一步」と題し、フットケアの第一人者で群馬大学臨床教授の木嶋千枝氏の講演を開催し、44名が参加しました。

健康寿命74歳、足の寿命は50歳。足に関心をもちケアしていくことが、健康と老化防止に直結するそうです。質疑応答では、足の悩み相談や質問に、丁寧な助言をいただきました。参加者から「今後、フレイルにならないよう、足生活の参考になりました」と感想が寄せられました。

表彰式

3月9日、小学6年生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式をピエント高崎にて開きました。

40校から1804枚の応募がありました。

コンクールは、税について正しく理解してもらうことが目的。

当日は、税務署長はじめ来賓の皆様や保護者が見守る中、25人の入賞者に賞状を贈りました。



青年部会

租税教室

小学校の学習指導要領の改訂により、税の学習が1学期になったことを受け、租税教室も1学期に開催を希望する小学校が増えました。

一方、従来通り2学期以降に開催する学校もあり、今は年間通して開催しているような状況です。

なかなか予定をお知らせできないうえ、各支部長様をはじめ部会員の皆様もご多忙とは存じますが、講師・アシスタントとしてご協力の程よろしくお願いいたします。

昨年、令和6年度は、6月〜2月まで、20校23教室を高崎法人会青年部会が担当いたしました。

新紙幣仕様へ変更した1億円レブリカも好評なうえ、実際に持つてもらえる学校も増えて、賑やかな租税教室が戻ってきました。



▲高崎市立八幡小学校での租税教室の様子

企業のために、
経営者とともに。

ご来客の御案内へ。
T&D 保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAITO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

渋川

しぶかわ桜まつり

令和7年4月19日（土）、
渋川市総合公園・自由広場
にて「しぶかわ桜まつり」
が開催されます。約300
0本の桜が咲き誇る市総合
公園は、春の訪れとともに
地域の魅力を発信する絶好
のロケーションです。

会場では、ダンスやバン
ド演奏などのステージイベ
ントが催され、訪れるの方
々に心躍るひとときを提供
します。また、各種キッチン
カーや飲食ブースでは地元
の味覚を楽しむことがで
き、グルメな方々にも大満
足いただける内容となつて
います。

さらに、渋川商工会議所
青年部会員企業による「渋
川バザール」、渋川地域の
さまざまなおまんじゅうが
勢ぞろいする「MM-1（ま
んなかまんじゅう）フェス
ティバル」も同時開催され、
物販や展示ブースでは、地
域の伝統と革新の魅力を存

分に体感できます。

そのほかにも、スタンプ
ラリーやトウクトウクの乗
車体験など、ご家族やご友
人と一緒に楽しめるイベン
トが盛りだくさんです。春
の息吹を感じながら、ぜひ
お誘い合わせのうえご来場
ください。



群馬

会員企業紹介

有限会社 三山産業

代表取締役

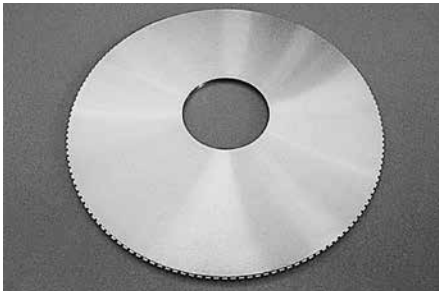
寺沢 公宏

一、所在地

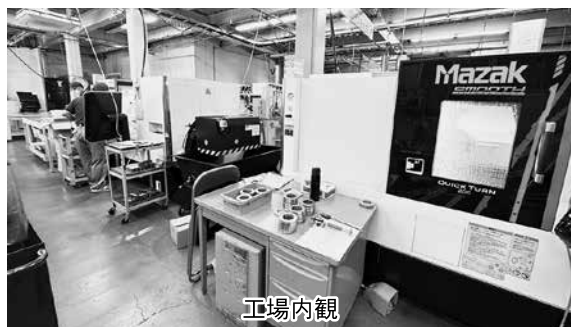
高崎市菅谷町二〇一三六
TEL 〇二七-三七二-一三六二

二、事業概要・会社PR

当社は50年以上にわた
り半導体・自動車・鉄
鋼・産業機械などの製造
工程で使用する金属工
具の加工を行ってきました。
豊富な工作機械や最
適な加工プロセスによつ
て、お客様に求められる
多品種・高精度・短納



ダイヤモンドカッター



工場内観

三、経営理念

「飽くなき向上心」

取引先からの細かな要
望に応えるべく、現状に
満足することなく加工技
術の向上や新たな技術開
発、生産体制の強化を積
極的に推進しております。

期・一括加工ニーズに適
応した生産体制を構築し
ております。

「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

松井田

会員企業紹介

株式会社 チエ



代表取締役
石井 洋平

一、所在地

安中市松井田町横川二八二
TEL 〇二七—三八〇—四二二〇

二、事業概要・会社PR

当社は、平成元年に創業し、現在は安中市横川で石を販売しております。鉱物標本をはじめ、アークセサリーやインテリアとしての石まで幅広く扱っております。

やや珍しい業種ですが、実店舗は関東では稀に見る規模を誇っている



店内風景



店舗外観

三、経営理念

当社では店舗の広さを活かし、イベントスペースを貸し出しております。誰もが安心して集い憩える場所を目指し、今後も事業展開してまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

吉井

会員企業紹介

有限会社 ジンバ塗装工業

代表取締役

神場 順一

一、所在地

高崎市吉井町本郷二二〇
TEL 〇二七—三八七—五三七六
HP <https://www.jimbapaints.co.jp/>

二、事業概要・会社PR

当社は外壁や屋根の塗り替え工事をメインとした、建築塗装全般を請け負っている会社です。昭和63年に設立し、平成28年に現代表へ事業承継を行いました。

当社の施工は、①塗料



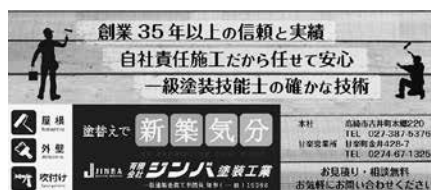
▲施工の様子

三、経営理念

へこのこだわり、②自社による一貫対応、③地域密着によるスピード感、④万全なアフターサポートを強みとしています。詳細につきましては、ぜひ当社のホームページをご覧ください。

先代の教えである「自分の家だと思い、納得のいく仕事をする」という言葉をいつも胸に、日々仕事に励んでいます。お客様から「また塗り替えを頼みたい」「頼んでよかった」と思っていただけである

社であることが、創業時から変わらぬ目標です。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

税理士会

『支部長就任のごあいさつ』



関東信越税理士会
高崎支部 支部長

雲 敦史

今年4月より、関東信越税理士会高崎支部の支部長に就任いたしました雲敦史でございます。一般社団法人高崎法人会の皆様には、税務協力団体としての活動を中心として長きにわたり友好な関係を築き継続していただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

コロナ禍もようやく終息が見えてきました。高崎税務署との三者協議会や税を考える週間の高崎駅街頭広報活動をコロナ禍前と同規模で行えるようになったことは、偏に貴会の皆様の努力の賜物であり、共催させていただけたいことを心より感謝申し上げます。

最近の経済状況においては円安、物価高、トランプ関税発動と予断を許さない

状況が続きますが、ウクライナ情勢において米国が仲介役となり、ロシアとの停戦合意について協議が始まったことは、物価高などの緩和について一筋の光明が差してきたように思えます。税理士会としても地域経済の発展のために貴会と強調し協力して行きたいと考えております。

税制につきましては令和6年度は、所得税において1年間限定の定額減税がありました。事務の方は給与所得の源泉事務は大変であつたと思います。令和7年度は、「103万円の壁」が改正され、給与収入の非課税限度額が160万円に引き上げられる予定です。税理士会におきましては、会員の皆様にタイムリーであり必要不可欠である情報

を提供し続けていきたいと考えております。

今年の税理士会のキャッチコピーは「その人生に出会い、支える」です。夢をカタチにしたい。自分のチカラで頑張りたい。新しい可能性を試したい。そんな様々な思いに税務の知識と知恵で答え、税理士会として支えていきたいと考えております。

私の支部長としての任期は2年間ですが、歴代の支部長が築いてきた関係をさらに発展することができるよう努める所存でございます。

結びにあたり貴会の益々のご発展と、会員の皆様の事業のご繁栄を祈念いたしまして、支部長就任のごあいさつとさせていただきます。

関東信越税理士会高崎支部役員名簿

— 令和7年4月1日現在 —

監事														理事										副支部長	支部長			
須永	原澤	林	新井	石野	岩附	福田	安藤	木村	狐塚	高橋	白田	山口	八木	廣瀬	林	工藤	福地	大野	小鮎	松田	柏	高橋	磯部	高橋	有賀	原澤	江原	雲
宏	秀樹	清和	敏雄	直巳	利之	紀子	美絵	めぐみ	康昭	広幸	潤	寿隆	洋平	大二	克俊	貴央	晋也	賢二	宏規	正則	昌幸	明彦	聡	琢	敦	一壽	克典	敦史

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

自動車税(種別割)の納税は、6月2日(月)までに忘れずに!

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税となります。5月上旬に送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

1 自動車税(種別割)の納税方法について

- 「[地方税お支払サイト](#)」から[クレジットカード](#)で!
- [スマートフォンアプリ](#)で!
- [コンビニ・金融機関窓口](#)で!

※クレジットカードで支払う場合は、システム利用料が別途かかります。

※令和8年度から、スマートフォンアプリ、クレジットカード、口座振替、インターネットバンキング及び金融機関等のATMを利用して納税された場合の納税証明書の送付は廃止する予定です。

2 住所変更・改姓届出について

自動車税(種別割)の納税通知書は、4月1日現在で運輸支局に登録されている住所・氏名あてに送付しています。

住所・氏名に変更があった場合、運輸支局で登録変更(車検証の記載事項の変更)の手続きをされていないと、納税通知書を正しくお届けすることができません。

車検証の登録変更が間に合わない場合は、一時的に納税通知書の住所等を変更できますので、「ぐんま電子申請受付システム」から変更事項を入力してください。

なお、この申請によって車検証の記載事項を変更することはできませんので、速やかに運輸支局で登録変更の手続きを行っていただくようお願いします。



「ぐんま電子申請受付システム」

お問い合わせ先

◆自動車税事務所(前橋市上泉町397-5) 027-263-4343

◆各行政県税事務所

前橋 027-234-1800

渋川 0279-22-4050

伊勢崎 0270-24-4350

高崎 027-322-6297

藤岡 0274-22-1442

富岡 0274-63-2245

吾妻 0279-75-3300

利根沼田 0278-22-4336

太田 0276-31-3261

桐生 0277-53-2113

館林 0276-72-4461

※自動車税(種別割)の税額や納め方について詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください。

群馬県ホームページから→

自動車税特集

検索

※軽自動車税(種別割)については、各市町村ホームページをご覧ください。各市区役所・

各町村役場にお問い合わせください。



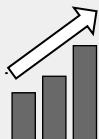
e-Tax 申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです!!

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めた e-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ & A

e-Tax で送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL 形式・CSV 形式

◇勘定科目内訳明細書
XML 形式・CSV 形式

※ 上記の添付書類は PDF 形式による提出が認められていません。

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Tax で送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

詳しい方法はこちら



相続税の申告を税理士に依頼される方へ

相続税 申告は

e-Tax をご利用ください



R6.06

納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット②

手数料が お得!

1税目1年度あたり370円

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

オンラインで

請求から受取までの流れ

ステップ

1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginIndividual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginCorporate>



ステップ

2 電子申請

納税証明書の請求データを
作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。



マイナンバー
カードが
必要です!

ステップ

3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

請求方法は
動画でチェック!



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法もあります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

新会員・部会員紹介

①法人名

②代表者・部会員名

③所在地

④業種

青年－高崎 ① (宗)達磨寺 ② 廣瀬 一 真 ③ 高崎市鼻高町 ④ 宗教法人	箕郷 ① 三原興業(株) ② 中 澤 光 徳 ③ 高崎市箕郷町矢原 ④ 産業廃棄物処理業	安中 ① (株)カシワ重機 ② 岩 井 康 正 ③ 安中市築瀬 ④ 建設業	高崎 ① (株)サリエリ ② 堀 家 金 吾 ③ 高崎市石原町 ④ 障害福祉
青年－渋川 ① 藤川建設(株) ② 藤 川 匠 ③ 渋川市八木原 ④ 建設業	吉岡 ① ゼロシステム ② 小 野 秀 樹 ③ 北群馬郡吉岡町漆原 ④ 建設・配管業	安中 ① (株)吉田塗建 ② 吉 田 英 力 ③ 安中市磯部 ④ 建設業	高崎 ① 松本庄司 ② 松 本 庄 司 ③ 高崎市小八木町 ④ 健康産業
青年－倉渕 ① 中澤建設(株) ② 中 澤 康 之 ③ 高崎市倉渕町川浦 ④ 建設業	女性－群馬 ① 群馬コープ観光(株) ② 小 林 美 樹 ③ 高崎市菅谷町 ④ 観光業	群馬 ① 佐藤興建 ② 佐 藤 欣 彦 ③ 高崎市棟高町 ④ 建設業	高崎 ① (株)プラスフィールズ ② 長 竹 邦 明 ③ 高崎市高砂町 ④ 太陽光発電事業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

問い合わせ先

(一社) 高崎法人会 事務局

〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576

令和7年度上期

「税務説明会」日程表

※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

最新の情報は、当会HPにてご確認ください。(http://www.takasaki-hojinkai.com/)

決算税務説明会(2時間程度)

- 4/23(水) 14:00～(渋川ブロック)
 渋川市金島ふれあいセンター
- 4/24(木) 14:00～(群馬ブロック)
 箕郷公民館
- 5/12(月) 14:00～(榛名・倉渕)
 榛名商工会館
- 5/14(水) 14:00～(安中・松井田)
 安中市文化センター
- 5/15(木) 14:00～(高崎・新町)
 高崎市総合福祉センター
- 7/25(金) 14:00～(高崎・新町)
 高崎市総合福祉センター
- 9/12(金) 14:00～(高崎・新町)
 高崎市総合福祉センター

新設法人税務説明会(2時間程度)

- 4/18(金) 14:00～
 高崎市総合福祉センター
- 8/ 8(金) 14:00～
 高崎市総合福祉センター

改正税法普及説明会(2時間程度)

- 6/ 3(火) 14:00～(高崎)
 ビエント高崎
- 6/10(火) 14:00～(高崎)
 高崎市産業創造館
- 6/12(木) 14:00～(榛名・倉渕)
 榛名商工会館
- 6/20(金) 14:00～(渋川ブロック)
 渋川市金島ふれあいセンター
- 6/24(火) 14:00～(群馬ブロック)
 吉岡町文化センター
- 6/25(水) 14:00～(安中・松井田)
 安中市文化センター
- 6/27(金) 14:00～(高崎)
 高崎市総合福祉センター

- 5月中旬 新町地区会開催(地区会総会と同時開催)
- 5月中旬 吉井地区会開催予定

※
渋川ブロック・群馬・伊香保・子持・北橘・赤城地区会

保険のことなら
なんでもご相談ください!

オンライン相談も承っております



Aflac
 アフラックサービスショップ

安心していただける
保険をご提案いたします。

本店 高崎飯塚店

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店

〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】 あふらっく い〜な

☎ 0120-0269-17

【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 [定休日]日曜・祝祭日

〈募集代理店〉
 株式会社 井田ライフ保険
<https://idalife.co.jp>



IDA LIFE

公式コンシェルジュ
いだらびっと

表紙説明

駒寄スマートIC周辺の開発

吉岡町は、伊香保水沢と隣接する明治地区と、前橋市総社町と隣接する駒寄地区からなる、県道前橋伊香保線を中心に東西に広がる地域です。

1990年代に開通した上毛大橋と吉岡バイパスや、関越自動車道・駒寄スマートIC（インターチェンジ）周辺で開発が進んでいます。

駒寄スマートICは、平成18年から小型車限定での本格運用を開始し、令和3年からETCを搭載した大型車の対応が始まりました。

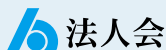
吉岡町では総合計画において、駒寄スマートIC周辺を、産業・工業・流通・商業の「複合産業拠点」に位置づけ、計画的なまちづくりを推進しています。

商業面では、フレッシュイ、カインズ、その他全国チェーン店が立ち並び、最近では、ツルヤ、ヤマダデンキ、ジョイホンパークがオープンしました。

工業面では、工業系企業の誘致先として最も潜在能力の高いエリアとされており、前橋隣接地区と調整のもと、産業団地の計画が進んでいます。

産業団地事業では、就業の場の確保による雇用の創出、税収の増加、産業の振興を図ることで、町のさらなる発展と、持続可能なまちづくりの実現を目的とします。

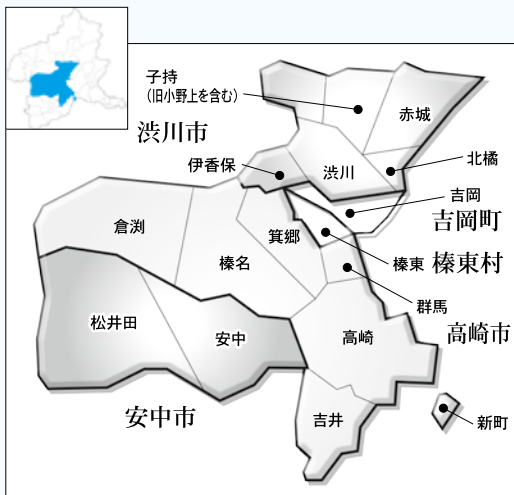
（吉岡地区会）



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第194号

令和7年4月10日発行(年3回4・9・1月10日発行)
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 内藤 賢治
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

法人会会員証シール ・研修会出席証シールのご案内



会員証

(ブルー)

決算説明会
出席証

(オレンジ)

研修会
出席証

(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。

このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

**今年度の会員証シール及び貼付はがきは別送の
定時総会のご案内に同封されております。**

《書類を提出し申告される皆様へ》

◆法人会会員証シール

◆研修会出席証シール

左下の小さなシールを「法人税確定申告書（別表1）」の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。

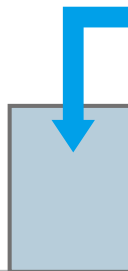
※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イタックスで申告される皆様へ》

「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきは、別途郵送させていただきますので、ご利用いただければ幸いです。

令和7年度年会費について

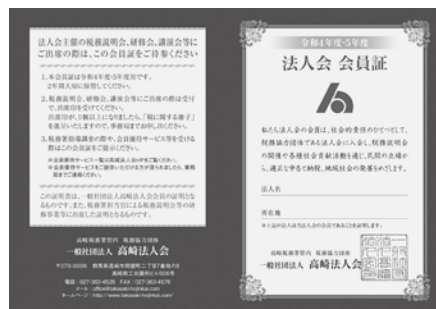


《シール貼付はがき》
切取ってご利用ください

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。
一般社団法人高崎法人会事務局
電話 027-363-4526

法人会会員証 廃止のお知らせ

平成26年度より会員の皆様にお配りしておりました、「法人会会員証」（下図）につきましては、令和5年度をもちまして廃止となりました。



「ふれあい写真コンテスト」推薦作品



第1部 税が活かされている場面

高崎税務署長賞

推薦

暮れる昭和庁舎
矢島英男（高崎市）



第2部 「ふれあい」または「社会貢献」

推薦

高崎税務署管内
税務協力団体連絡協議会長賞

（税理士会高崎支部長賞）

高崎名物たるまみこし
坂本昇（前橋市）